

 社会福祉法人
東御市社会福祉協議会

社協のしおり





目 次

◆社会福祉協議会の概要	3
◆社会福祉協議会の組織図	4
◆社会福祉協議会とは	5
◆社協会員募集	5
◆総合相談・支援事業	6～7
福祉総合相談窓口／生活就労支援センター まいさぼ東御／日常生活自立支援事業／金銭管理・財産保全サービス事業／貸付相談事業	
◆地域福祉推進事業	8～11
地域福祉推進支部活動（支部福祉活動助成金／いきいきサロンの支援）／福祉の啓発（社協報ほほえみの発行・福祉大会・福祉の森ふれあいフェスティバル・ホームページの公開ほか）／おらほの地域福祉づくり事業／地域福祉研修会等の開催／結婚支援事業／終活セミナー／敬老祝賀・金婚祝賀事業／とうみ男の遊び塾／障がい者社会参加支援事業／ひとり親家庭交流支援事業／あった介護教室／多世代交流サロン／男性の料理サロン	
◆福祉教育・ボランティア活動の推進	11
福祉教育の推進／ボランティアセンター（情報誌の発行／各種ボランティア講座／ボランティア活動の相談・支援・調整）	
◆在宅福祉事業	12～14
介護予防事業／高齢者安否確認事業／福祉自動車貸し出し事業／福祉用具貸し出し事業／寝具洗濯・乾燥・消毒サービス事業／おせち料理訪問事業／ふれあい会食会事業／音訳・点訳サービス事業／在宅介護者リフレッシュ事業／希望の旅事業	
◆介護保険・障害福祉サービス事業	14～15
居宅介護支援事業／訪問介護事業／障害福祉サービス事業／ほほえみサービス事業（自費事業）	
◆共同募金会事業	15
赤い羽根共同募金運動	
◆日本赤十字社事業	15
日赤活動資金募集と事業の推進	

（注）「障がい」の表記について

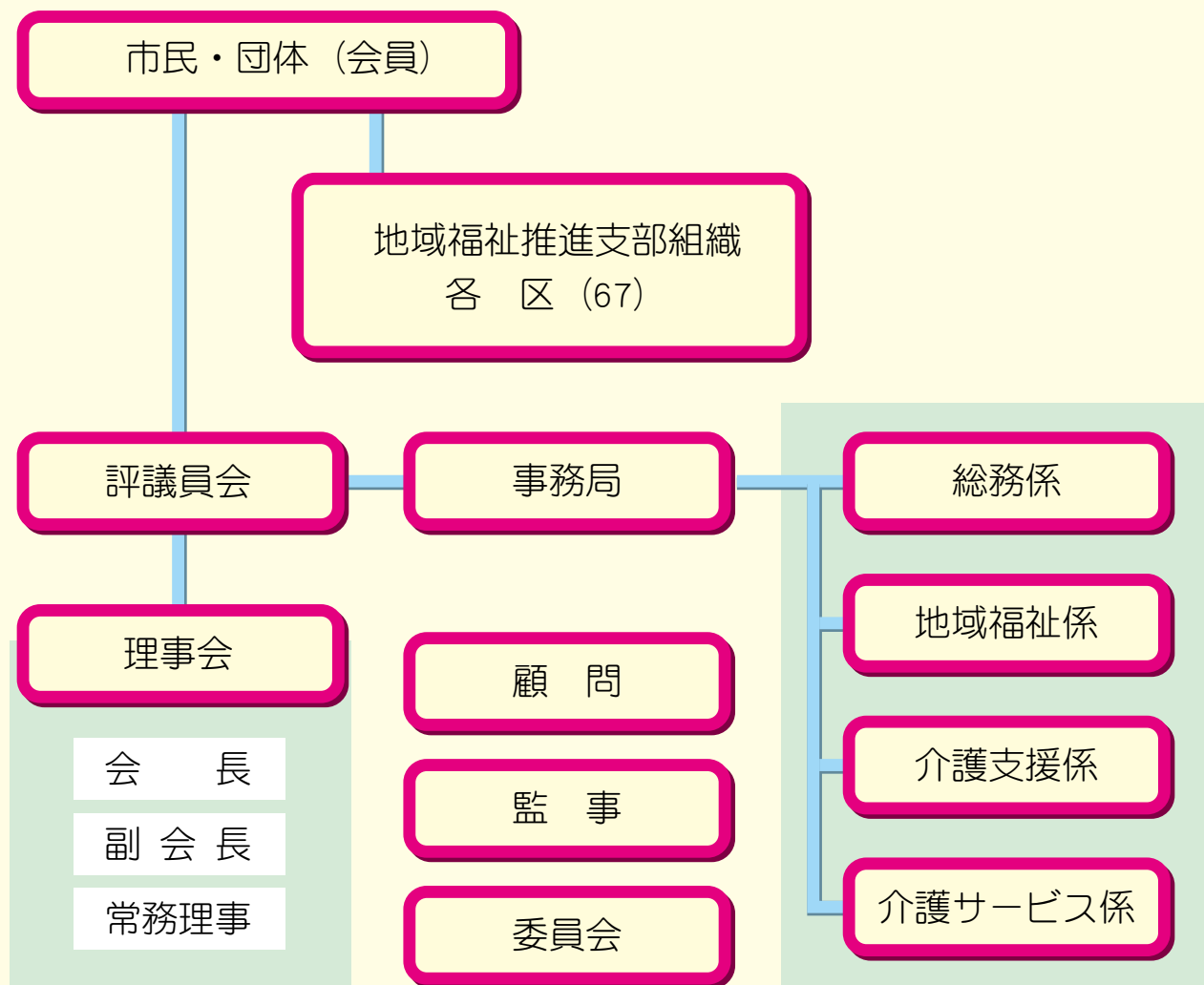
障がい者の基本的人権を尊重する立場から、原則として「障害」を「障がい」と表記していますが、法令や法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合については、そのまま「障害」と表記しています。

社会福祉協議会の概要

- 名 称 ● 社会福祉法人 東御市社会福祉協議会
- 設 立 ● 平成16年10月1日
- 法人認可 ● 平成16年10月1日
- 所在地 ● 〒389-0502 長野県東御市鞍掛197 総合福祉センター内
電話・FAX TEL62-4455 (代) FAX64-5695
- 社会福祉協議会事務局 TEL62-4455 (代)
FAX64-5695
 - ボランティアセンター TEL62-4455 (代)
FAX64-5695
 - 生活就労支援センター 「まいさぼ東御」
TEL75-0222
FAX64-5695
 - 居宅介護支援事業所 TEL62-5333
FAX64-5695
 - 訪問介護事業所 (ヘルパーステーション)
TEL62-2288
FAX64-5695
- E-mail ● info@tomisyakyo.or.jp
- ホームページ ● <http://www.tomisyakyo.or.jp>



社会福祉協議会組織図



活動の内容をもう少し詳しく教えて下さい

主な活動の紹介

■相談・支援事業

福祉総合相談窓口

- ・福祉や介護についての専門家による総合的な相談ができる体制を整えています。
- ・福祉用具、介護用品についての相談も受け付けています。



生活就労支援センター まいさぽ東御

(生活困窮者自立支援事業)

●まいさぽ東御とは？

就労や生活に困難を抱えている方の総合相談窓口です。

●プランを作成し、解決に向けてサポート

ご本人の困りごとを整理し、生活改善に向けた具体的な解決方法をプランに盛り込みます。解決方法には、福祉制度や経済困窮を改善する制度・ハローワーク・関係機関や市民・事業所・法人につなげる、就労支援、家計相談などがあります。

●就労支援・社会との接点をつくる

一般の求人情報では就労の機会を得ることが難しい方に、事業所に受け入れを依頼し、就労への準備や訓練を経て一般就労への自信や力を持てるようお手伝いをします。また、社会との関わりが少ない方には、地域での居場所や役割が持てるようにつなぎ役をします。

●家計の立て直しをアドバイス（家計改善支援事業）

失業や借金など、根本的な課題を整理し、お金の使い方の優先順位を明らかにします。ご自身で家計管理ができるように家計表の作成や家計管理のアドバイスをします。

ご本人の意思を大切にしながら、地域の皆さまに協力をいただき、自立に向けたお手伝いをします

日常生活自立支援事業

- 認知症や知的、精神に障がいがあり判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用などに関わる相談や、お手伝い（援助）をし、その方の生活を支援する事業です。

・福祉サービス

保健・医療・福祉サービスについての制度・内容に関する情報提供をする専門機関の紹介や助言等を行います。

・金銭管理サービス



利用者本人に代わって、預貯金の出し入れ、公共料金・家賃の支払い、福祉サービス等の利用料の支払い、年金手当て等の受領確認を行います。

・書類等預かりサービス

預金通帳、権利証書、保険証書、実印、銀行印等の書類等を安全に保管します。

お預かりできないもの 宝石、書画、骨董品、貴金属類など。

＊事業が適切に運営されるように、第3者の機関（長野県福祉サービス運営適正化委員会）が監視を行います。

＊事業の実施主体は、長野県社会福祉協議会で、東御市社会福祉協議会が協力して実施しています。



金銭管理・財産保全サービス事業

- 判断能力はあるが、移動が困難等の理由により、金銭の管理や財産の保全が十分ではない高齢者や障がい者を対象に、福祉サービス利用料・公共料金の支払い等の日常的な金銭管理サービス、通帳・印鑑・証書類の預かりサービスを行います。

貸付相談事業

●生活資金（東御市社会福祉協議会扱）

市内に居住する低所得の方に対して、つなぎ資金として一時的に資金をお貸しします。
（限度額5万円以内・市内在住の連帯保証人が必要）

●生活福祉資金（長野県社会福祉協議会扱）

市町村社協を窓口とし、低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し安定した生活を送ることを目的に地域の民生委員と連携し、資金の貸付を行っています。

〈資金の種類〉

- ・総合支援資金 失業により生計の維持が困難になった世帯・者に対しての、生活の立て直しのために必要な資金。
- ・福祉資金 自立支援に必要であると見込まれる資金。（生業費、技能習得支援費、住宅改修費、福祉自動車購入費、療養・介護費、転居費、冠婚葬祭費、災害援護費、緊急小口資金）
- ・教育支援資金 高等学校、大学または高等専門学校等に就学するのに必要な経費。
- ・不動産担保型生活資金 現在居住している土地や建物を担保にした資金。

※貸付条件等、詳細についてはお問い合わせ下さい。





■地域福祉推進事業

地域福祉推進支部活動 [地域福祉係]

- 東御市内の各区に支部をおき、各支部ごとに福祉運営委員会を設置していただき、地域での支え合い活動を推進しています。
- 社会福祉協議会では、各支部の特色を生かした活動を支援しています。

・支部福祉活動助成金

納入をいただいた社協会費の25%を支部の福祉活動費として助成しています。

・支部福祉活動の相談・援助

いきいきサロンの企画・情報提供・ボランティアの調整、福祉課題の意識調査やアンケートの実施、地域ボランティアの組織作り、福祉課題解決をする具体策の検討等、住民の地域福祉活動を一緒にお手伝いします。

・いきいきサロン等地域福祉活動応援メニュー

地域福祉活動応援メニューにもとづき、福祉運営委員や地域のボランティアの皆さんが実施するいきいきサロン、世代間交流、福祉だよりの発行等に助成をしています。応援メニューは次の通りです。



対象となる活動	助 成 額	内 容 ・ 対 象 者 等
1 茶話会	1人50円	地域の高齢者や障がい者、子ども達の交流を目的に開催する場合 ・助成対象は7歳未満の乳幼児、及び概ね70歳以上の高齢者となります。 ・日帰りの小旅行も対象になります。 ・年6回以上の開催を原則としますが、6回未満でも助成します。
2 会食会	1人250円	
3 世代間交流事業の実施	1人50円	①高齢者と子ども（小学生以下）の交流活動（ゲートボール、茶話会など） ②高齢者世帯へのお便り（ハガキ、切手代等）
4 ミニ福祉新聞の発行	1部10円	サロンの報告や地域福祉についての広報啓発など
5 福祉講演・講習会等の開催	1回3,000円以内	福祉講演会などの講師謝礼（年1回程度）
6 福祉課題の調査	1戸50円	地域の福祉課題についての意識調査やアンケートなどの実施
7 福祉施設への訪問	1回2,000円	地域の高齢者、障がい者福祉施設への慰問や視察（年1回程度）
8 高齢者世帯食事サービス	1人250円	食事づくりの困難な75歳以上の高齢者世帯の方へ、手づくりのお弁当などを配食するサービスを行う場合
9 ご近所ふれあい訪問活動	1人50円	外出の機会の少ない高齢者や障がい者の皆さん宅へ、手土産等を持って訪問を行う場合（月1回程度）

福祉の啓発 [地域福祉係]

- 市民1人1人が福祉の問題を自分の問題としてとらえ、考えることができるよう福祉の啓発を行います。
- 社協報ほほえみの発行
 - ・ 福祉課題への理解と協力を深め、新たな福祉活動への参加や意識啓発を図るために広報誌を年6回発行します。





- 社会福祉大会や福祉講演会及び障害者福祉のつどいの開催、福祉の森ふれあいフェスティバルの開催、ホームページの公開
- ・ 福祉大会又は福祉講演会やふれあいフェスティバルを開催して、住民の地域福祉に対する関心を高め、福祉の啓発を図るとともに、住民参加の活動を通して福祉の促進をはかります。

おらほの地域福祉づくり事業【地域福祉係】

- 自分たちの住んでいる地域をいろいろな角度から点検、見直しを行い、地域で助け合い支え合う方法を考え活動する支部（区）に対して助成しています。

福祉のまちづくりは、地域住民の皆さん一人ひとりの「気づき」からはじまります。

具体的な事業の進め方は…

ステップ1⇒
ステップ2⇒
ステップ3の順番で
進みます。

ステップ1 気づく

住民

自分や自分が住んでいる地域の生活課題（困りごと）に気づきましょう。



ステップ3 解決する

住民と社協

住民と社協が協働して、生活課題（困りごと）の解決に取り組み、評価・改善を図り、継続した活動につなげます。

ステップ2 考える

住民と社協

生活課題（困りごと）を整理し、解決する方法を社協と一緒に考え、計画します。

<地域の絆づくり挑戦メニュー>

下記のメニューから1事業を選び、地域の助け合い、支えあいの活動に挑戦してみませんか。

- ・ **対象支部** 4支部（区）
- ・ **期 間** 1年間（2年間の継続可）
- ・ **助 成 額** 選んだ1事業に対して 30,000円限度で助成します。

その1	支え合いマップに挑戦（支え合いマップから地域を知る活動等）
その2	災害時要援護者台帳やマップづくりに挑戦（災害時の支援体制づくり等）
その3	地域の困りごと調べに挑戦（アンケートで困りごとを発見、共有する等）
その4	いきいきサロンの活性化に挑戦（参加者を増やす各種取り組み等）
その5	地域の見守り活動に挑戦（ひとり暮らし高齢者や子どもの見守り活動等）
その6	助け合い・支え合いの仲間づくりに挑戦（助け合いの会やボランティアグループの立ち上げ等）
その7	地域の絆を深める活動に挑戦（世代を超えた楽しい交流活動等）

地域福祉研修会等の開催【地域福祉係】

- 地域福祉活動をより効果的に推進していくために、支部及び福祉運営委員の方々と研修会・学習を進めていきます。
- 福祉運営委員の方々への技術・知識の向上、意識啓発のために行います。

結婚支援事業【地域福祉係】

- ・毎週日曜日午前9時から正午まで、東御市中央公民館にて結婚相談員が相談に応じます。

終活セミナー【地域福祉係】

- ・成年後見制度やエンディングノートについて勉強し、これからの人生を考えるキッカケとしていただくための講座です。



敬老祝賀・金婚祝賀訪問事業【地域福祉係】



- 敬老祝賀
米寿、白寿、百寿の対象者に祝賀訪問を行い、祝い品を贈呈しています。
- 金婚祝賀
金婚式を迎えた方を対象に、祝い品を贈呈しています。

とうみ男の遊び塾【地域福祉係】

- 地域の男性が決まったテーマで集い、居場所として活用・交流し、男性の社会参加を応援します。



障がい者社会参加支援事業【地域福祉係】

- ユニバーサルスポーツ活動を通して、障がい者の生きがいづくりや社会参加に向けた交流を図ります。



ひとり親家庭交流支援事業【地域福祉係】

- 小学生以下の子どもをお持ちの母子・父子家庭を対象に、日帰り旅行を通して交流を図ります。

あった介護教室の開催【地域福祉係】

- 要介護高齢者を在宅で介護している家族等を対象に、介護知識や技術を習得する機会を提供します。

～多世代交流サロン～おいでよサンサン【地域福祉係】



- 世代（親子連れから高齢者世代）や住んでいる地域を問わず、気軽に集まり、交流や相談ができる居場所づくりを行っています。

開催日：毎月第2水曜日、午前10：00～午後3：00

場 所：東御市総合福祉センター高齢者センター大広間

参加費：無料

*送迎を希望される方は事前にご連絡を下さい。

男性の料理サロン [地域福祉係]

- 男性を対象とした料理サロンを年4回開催します。先生の指導のもと参加者同士で協力して調理を進め、交流を深めます。
- 開催場所：総合福祉センター 2階 保健センター調理室
参加費：500円（参加には事前の連絡が必要です）



福祉教育・ボランティア活動の推進

福祉教育の推進 [地域福祉係]

福祉協力校を指定し、児童や生徒がボランティアを通して福祉に関心を持ち、理解が深められるよう支援します。

①福祉体験学習の支援

- ・体験プログラムの作成や専門知識を持った講師の派遣

②福祉協力校への支援

市内小中高校への助成・活動支援

③福祉に係る出前講座の開催



ボランティアセンター [地域福祉係]

①ボランティア活動の推進

- ・ボランティアの総合相談や連絡調整
- ・くるみの里ボランティアバンク（個人ボランティア）の登録促進
- ・ボランティアニーズとボランティアの調整
- ・ボランティア団体への補助金交付、ボランティア保険の加入促進
- ・ボランティア活動に必要な活動拠点や機材の貸出・情報提供
- ・ボランティア活動のプログラムの開発と充実
- ・備品等の貸出によるボランティア活動の支援

②各種ボランティア養成・研修講座の開催

- ・ボランティア活動入門講座・各種技能・課題別講座の開催
- ・手話・音訳・点訳ボランティアのスキルアップ講座
- ・災害時ボランティアサポーターの養成
- ・福祉体験学習サポーター養成講座

③ボランティア活動のネットワーク化

- ・ボランティア連絡協議会の育成・活動支援
- ・福祉施設ボランティア連絡会議
- ・企業ボランティア連絡会議

④ボランティアニーズ、ボランティア活動の調査

⑤ボランティアセンター運営委員会の開催





■在宅福祉事業

介護予防事業【地域福祉係】

●介護予防センター

・介護予防が必要な高齢者を対象に、高齢者センター等を活用し、閉じこもり・認知症・うつ予防を目的として、体操・趣味活動・昼食・入浴及び健康チェック等の介護予防サービスを提供します。

＊利用日は（火）～（金）の内、週1～2回、9時～16時（送迎含む）です。

＊利用料は月に 1,300円です。（昼食代は別途）

＊利用相談と申請は地域包括支援センター（☎64-5000）にお願いします。



●筋トレ教室

・介護予防の必要な高齢者を対象に、身体機能の維持・向上を目的とした運動を高齢者センターで健康運動指導士等が対象者の運動能力に合わせ個別に指導をします。

＊利用日は週1日、（月）の午前（送迎含む）1回です。

＊利用料は月に 1,100円です。

＊利用相談と申請は地域包括支援センター（☎64-5000）にお願いします。



高齢者安否確認事業【地域福祉係】

●市内に在住する概ね65歳以上の一人暮らしや高齢者世帯等で、安否確認を必要とする方のお宅を伺い、一声かけ安否を確認します。地域の福祉運営委員さんや民生児童委員さんに協力していただき行っています。

＊利用相談と申請は地域包括支援センター（☎64-5000）にお願いします。

福祉自動車貸し出しサービス事業 [地域福祉係]

- バス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な障がい者で、移動に制約される方を対象に、通院等の利便を図る為、車イスで乗れる福祉自動車の貸し出しをします。



福祉用具貸し出し事業 [地域福祉係]



- 介護が必要になった方にベッド、マットレス、エアーマット、車いすなど福祉用具を貸し出します。
 - ・利用にあたっては福祉用具の運搬・消毒などの費用がかかります。

寝具洗濯・乾燥・消毒サービス事業 [地域福祉係]

- 在宅で寝具の衛生管理ができない70歳以上の1人暮らし、または、高齢者世帯である者、及び在宅で寝たきりの状態にある方に、寝具の洗濯・消毒サービスを行います。
 - ・年間2回実施します。
- *ご利用料金は、要介護認定を受けた方は1割、その他の方は2割の負担があります。



おせち料理訪問事業 [地域福祉係]

- 75歳以上の1人暮らし高齢者(自宅で年末年始を1人で迎える者)または85歳以上で構成される高齢者世帯でおせち料理を作ることが困難な世帯、障がい者世帯、父子(中学生以下)世帯を対象に民生児童委員さん手作りのおせち料理をお届けします。

*買い物や調理等が困難で、おせち料理作りや手配をすることが困難な世帯が対象です。

ふれあい会食会事業 [地域福祉係]

- 身の回りのことは概ね自立しているが、日頃、外出機会が十分ではない70歳以上の1人暮らし高齢者を対象に、年1回の交流会を開催します。





音訳・点訳サービス事業 [地域福祉係]

- 音訳・点訳を希望される視覚に障がいを持つ方に、ボランティアさんのご協力を得て、市報や社協報等の音訳・点訳サービスを実施しています。

在宅介護者リフレッシュ事業 [地域福祉係]

- 在宅で寝たきり高齢者等を介護している家族を対象に、相互の交流及び介護相談等を行い、介護者の心身のリフレッシュを図ります。
 - ・ 市内外の温泉施設等で、交流会を行います。



希望の旅事業 [地域福祉係]



- 在宅の寝たきりの高齢者の方・重度の心身障がいをおもちの方とその方々を介護している方を対象に、外出することで交流の場やレクリエーションの機会を得ていただき、寝たきりの改善や生きがいを高めることを目的に開催します。
 - ・ 寝たきりの高齢者の方、重度心身障がい(児)者の方、それぞれを対象に、年1回ずつ開催します。

■介護保険事業・障害福祉サービス事業

居宅介護支援事業（ケアマネージャー） [介護支援係]

- 介護認定を受けた方の依頼に基づき、心身及び生活の状況等を勘案し、適切なサービスが利用できるよう、又自立した生活が送れるようケアプランの作成、モニタリングを行い、サービス調整を図りながら、ご本人、ご家族と一緒に考え日々変化ある生活を支援します。
- 上田広域連合からの委託による介護認定訪問調査もおこないます。
- 介護が必要になった方の様々な申請の代行をします。
 - * 費用の負担はありません。



訪問介護事業（ホームヘルパー）〔介護サービス係〕

- 介護を必要とされる高齢者が、住み慣れたご自宅で安心して暮らせるように、社会福祉協議会のヘルパーが必要な支援をします。

障害福祉サービス事業〔介護サービス係〕

- 障害をお持ちの方で在宅での支援を必要とされる方へ、社会福祉協議会のヘルパーが必要な支援をします。

具体的な例

- ・入浴、排泄、食事などの介護
- ・調理、洗濯、掃除などの家事
- ・生活などに関する相談・助言等



共同募金会事業

赤い羽根共同募金運動〔地域福祉係〕

- 全国一斉に、10月1日から12月31日まで市町村の共同募金会を中心に募金運動が展開され、毎年市民の皆様には、街頭募金や戸別募金にご協力をいただいています。集められた募金は長野県共同募金会へ一旦集約され、民間の社会福祉施設や団体に配分され、地域住民の福祉向上に大きな役割を果たしています。

＊社会福祉協議会では、共同募金会から配分金を受け、地域福祉事業の財源に充てて地域福祉活動を推進しています。



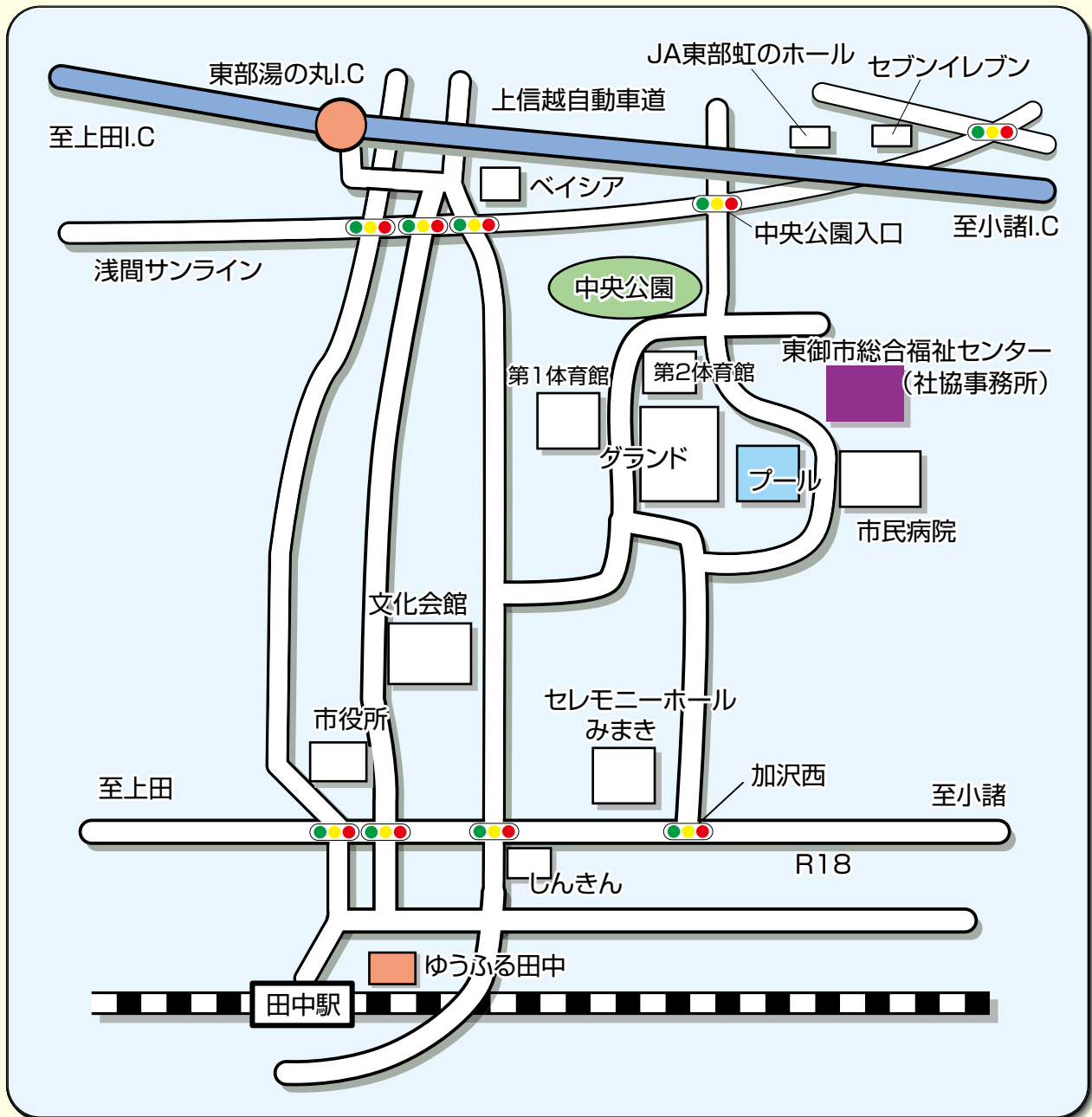
日本赤十字社事業

日赤活動資金の募集と事業の推進〔総務係〕



- 災害救護活動を始めとする各種赤十字事業を推進するため、毎年5月には、日赤奉仕団や区長さんを通じて、500円以上の日赤活動資金の募集をしています。また、いざという時の災害に備えて、日赤奉仕団の育成と、赤十字の思想の普及をはかり、赤十字の三大講習会の中から健康生活支援講習と、救急法の講習等事業の推進、普及を図っています。

社協事務所案内図 (総合福祉センター内)



●ご相談・お問い合わせ



社会福祉法人 東御市社会福祉協議会

〒389-0502

長野県東御市鞍掛197総合福祉センター内

TEL 0268-62-4455

FAX 0268-64-5695